

別紙 9－1

（東北森林管理局長と素材生産業者等（主伐後の造林を行うことができる者に限る。）が協定を締結するもの）

国有林材の安定供給システム協定書（案）
（実施要領第2条第3項）

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、東北森林管理局長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和8年〇月〇日から令和16年3月31日まで下記により協定する。

令和8年 月 日

甲 東北森林管理局長 箕輪 富男
乙 住所〇〇〇〇〇
商号又は名称
代表者氏名〇〇〇〇〇

（注1）共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に（代表者）と明記する。

（注2）協定期間は最大で5年となる地域管理経営計画の計画期間に加え、主伐後の造林契約締結期間を踏まえ原則として8年以内で定める。

記

第1条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 本協定は、別紙1の箇所における立木の販売及び主伐後の造林の実施について適用する。

第3条 乙は、協定締結後速やかに販売予定箇所ごとの販売契約締結予定年度及び造林請負契約締結予定時期等を定めた立木販売及び造林実行計画（以下「実行計画」という。）の案について、別紙2の様式により甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された実行計画の案について確認を行い、問題がないと認められるときはこれを承認し、実行計画を付してその旨を乙に通知する。

3 甲は、前項の承認を行わない場合は、当該承認を行わない旨及びその理由について乙に通知する。

4 乙は、前項の通知があった場合は、内容を修正し甲に実行計画の案を再提出し承認を求めることができる。

- 5 甲は、第2項に定める実行計画の承認を行った場合は、森林管理署長又は森林管理署支署長（以下、「森林管理署等の長」という。）に実行計画を付して承認した旨を通知するものとする。
- 6 乙は、販売契約年度及び造林契約時期の変更等実行計画の変更を希望する場合は、前年度7月までに甲に変更を希望する実行計画の案を提出し承認を求めること。
- 7 実行計画を変更する場合の手続は、第1項から第6項までに定めるところによる。

第4条 甲は、実行計画に基づき、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第5条 乙は、実行計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第6条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

第7条 林産物の販売は、森林管理署等の長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第8条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第9条 乙は、やむを得ない事由がある場合及び次条の規定により分収造林契約を国と締結する場合を除き、第5条の売買契約箇所の伐採跡地における地拵え及び植栽の委託に係る造林事業請負契約を、森林管理署等の長と締結するものとする。

2 前項の造林事業請負契約は別紙3の条件に従い締結する。

第10条 甲及び乙は、乙が希望したときは別紙3に定めるところにより第5条の売買契約箇所の伐採跡地に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、前条第2項の造林事業請負契約を締結しない。

第11条 甲は、乙が前2条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができる。

第12条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第13条 本協定に係る特記事項等は別紙4から別紙6に定めるところによる。

第14条 この協定に定めない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

別紙 9-2

(東北森林管理局長と素材生産業者等及び造林事業者等が協定を締結するもの)

国有林材の安定供給システム協定書 (案)
(実施要領第 2 条第 3 項)

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、東北森林管理局長（以下「甲」という。）、〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）、〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、令和 8 年〇月〇日から令和 16 年 3 月 31 日まで下記により協定する。

令和 8 年 月 日

甲 東北森林管理局長 箕輪 富男

乙 (素材生産業者等)

住所〇〇〇〇〇

商号又は名称

代表者氏名〇〇〇〇〇

丙 (造林事業者等)

住所〇〇〇〇〇

商号又は名称

代表者氏名〇〇〇〇〇

(注 1) 共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に（代表者）と明記する。

(注 2) 協定期間は最大で 5 年となる地域管理経営計画の計画期間に加え、主伐後の造林契約締結期間を踏まえ原則として 8 年以内で定める。

記

第 1 条 甲乙丙は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第 2 条 本協定は、別紙 1 の箇所における立木の販売及び主伐後の造林の実施について適用する。

第 3 条 乙及び丙は共同して、協定締結後速やかに販売予定箇所ごとの販売契約締結予定年度、及び造林請負契約締結予定時期等を定めた立木販売及び造林実行計画（以下「実行計画」という。）の案について、別紙 2 の様式により甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された実行計画の案について確認を行い、問題がないと認められるときはこれを承認し、実行計画を付してその旨を乙及び丙に通知する。

- 3 甲は、前項の承認を行わない場合は、当該承認を行わない旨及びその理由について乙及び丙に通知する。
- 4 乙及び丙は、前項の通知があった場合は、内容を修正し甲に実行計画の案を再提出し承認を求めることができる。
- 5 甲は、第2項に定める実行計画の承認を行った場合は、森林管理署長又は森林管理支署長（以下「森林管理署等の長」という。）に実行計画を付して承認した旨を通知するものとする。
- 6 乙及び丙は、販売契約年度及び造林契約時期の変更等実行計画の変更を希望する場合は、前年度7月までに甲に変更を希望する実行計画の案を提出し承認を求めること。
- 7 実行計画を変更する場合の手続は、第1項から第6項までに定めるところによる。

第4条 甲は、実行計画に基づき、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第5条 乙は、実行計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第6条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

第7条 林産物の販売は、森林管理署等の長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第8条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第9条 丙は、やむを得ない事由がある場合及び、次条の規定により分収造林契約を国と締結する場合を除き、第5条の売買契約箇所の伐採跡地における地拵え及び植栽の委託に係る造林事業請負契約を、森林管理署等の長と締結するものとする。

2 前項の造林事業請負契約は別紙3の条件に従い締結する。

第10条 甲及び乙又は丙は、乙又は丙が希望したときは別紙3に定めるところにより第5条の売買契約箇所の伐採跡地に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、前条第2項の造林事業請負契約を締結しない。

第11条 甲は、乙又は丙が前2条の規定に反していた場合には、この協定を解除することができる。

第12条 甲乙丙は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第 13 条 本協定に係る特記事項等は別紙 4 から別紙 6 に定めるところによる。

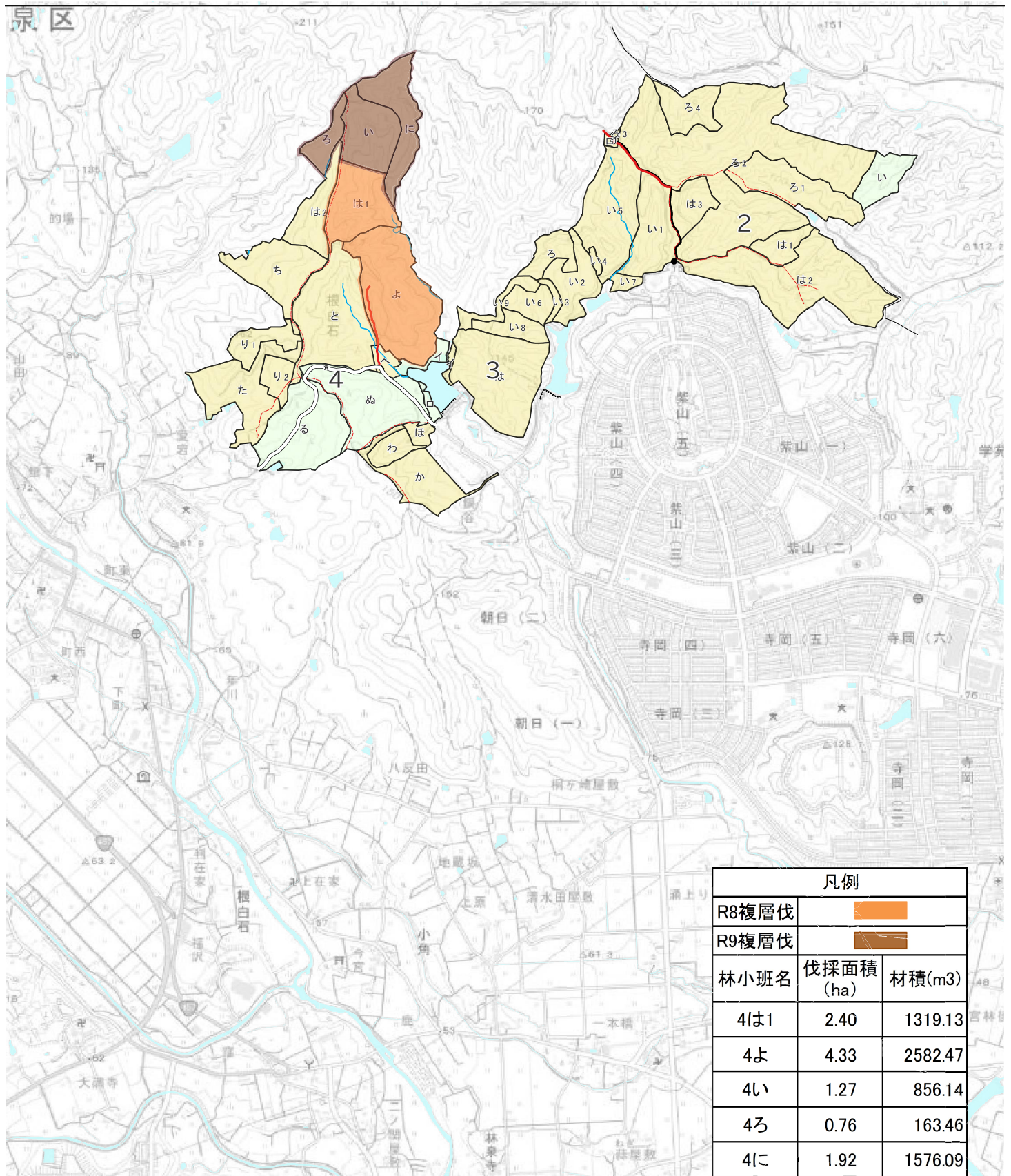
第 14 条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

国有林材の安定供給システム販売（立木・主伐後の造林含む）物件一覧表

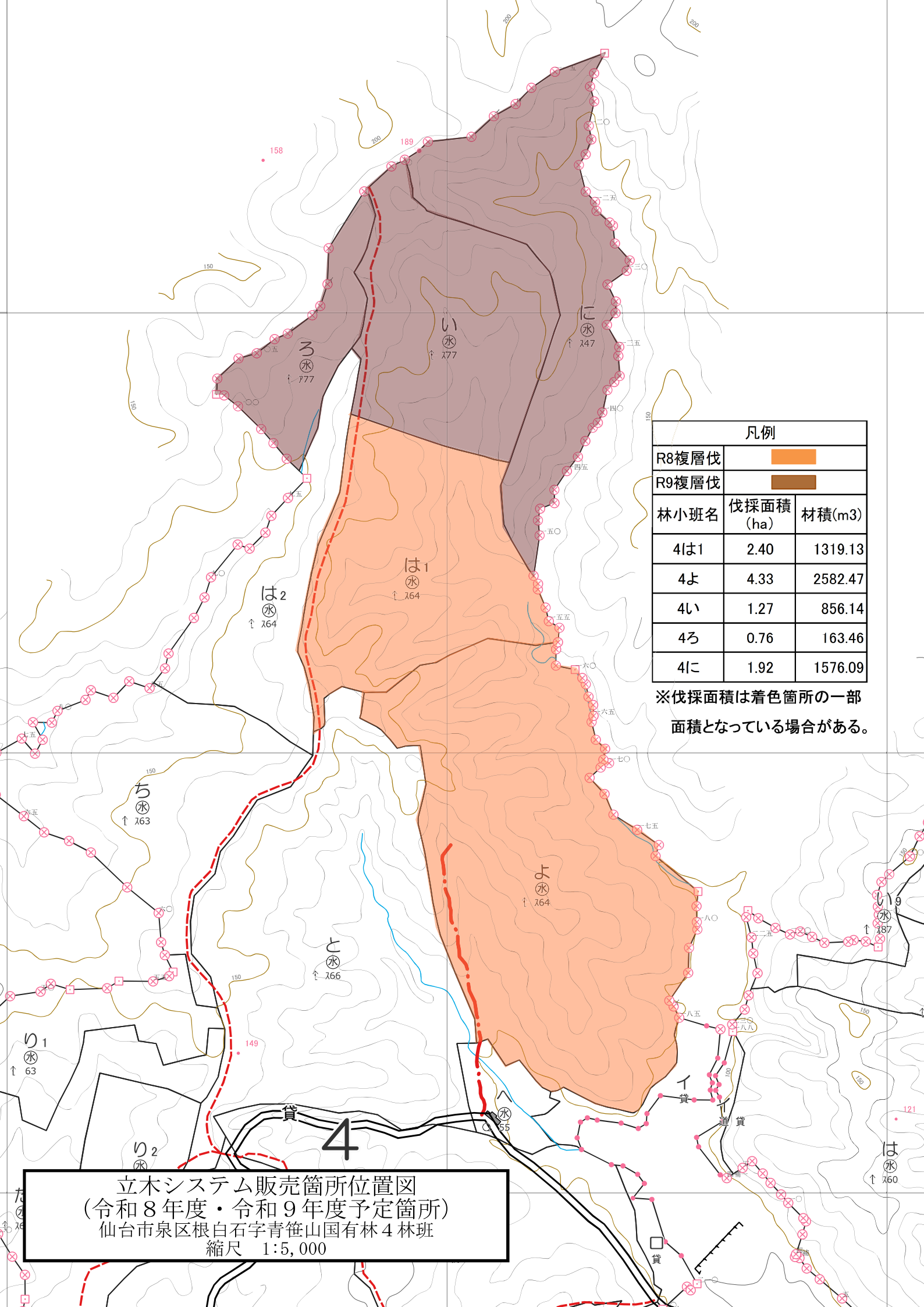
森林計画区	森林管理署	国有林名	林小班	伐採種	樹種	林齢	伐採面積(ha)	販売予定量(m³)	造林面積(ha)	備考
宮城南部	仙台	青笹山	4い	複層伐	スギ外	78	2.00	1,337.72	2.00	収穫調査済
宮城南部	仙台	青笹山	4ろ	複層伐	アカマツ	78	0.76	163.46	0.76	収穫調査済
宮城南部	仙台	青笹山	4は1	複層伐	スギ外	65	2.40	1,319.13	2.40	収穫調査済
宮城南部	仙台	青笹山	4に	複層伐	スギ	48	2.92	1,576.09	2.92	収穫調査済
宮城南部	仙台	青笹山	4よ	複層伐	スギ	65	4.33	2,582.47	4.33	収穫調査済
宮城南部	仙台	永倉山	7い1	複層伐	スギ	52	3.18	1,019.00	3.18	
宮城南部	仙台	永倉山	8い1	皆伐	スギ外	72	1.50	554.00	1.50	
宮城南部	仙台	永倉山	8い2	皆伐	スギ	72	1.51	387.00	1.51	
宮城南部	仙台	永倉山	8い3	皆伐	スギ外	72	1.50	350.00	1.50	
宮城南部	仙台	永倉山	8ろ	複層伐	アカマツ外	69	3.96	1,316.00	3.96	
宮城南部	仙台	永倉山	8は1	皆伐	スギ	54	2.50	873.00	2.50	
宮城南部	仙台	永倉山	8に	皆伐	スギ	60	0.67	156.00	0.67	
宮城南部	仙台	北向	69ろ	複層伐	スギ外	54	14.87	4,730.00	14.87	
宮城南部	仙台	秋柴山	521い3	複層伐	スギ外	73	2.61	1,010.00	2.61	
宮城南部	仙台	秋柴山	521い4	複層伐	カラマツ外	74	2.05	1,344.00	2.05	
宮城南部	仙台	秋柴山	521に	皆伐	スギ	69	0.50	270.00	0.50	
宮城南部	仙台	秋柴山	521ほ	皆伐	スギ	75	1.61	724.00	1.61	
宮城南部	仙台	秋柴山	521へ2	複層伐	スギ外	74	3.34	1,730.00	3.34	
宮城南部	仙台	秋柴山	521と	複層伐	アカマツ	69	1.42	380.00	1.42	
合計							53.63	21,821.87	53.63	

※販売予定量については森林調査簿を元に参考として記載しているものであり、実際の材積を表すものではない
 ※伐採面積及び造林面積については森林調査簿等を元に参考として記載しているものであり、実際の面積を表すものではない

立木システム販売箇所位置図
(令和8年度・令和9年度予定箇所)
仙台市泉区根白石字青笹山国有林4林班
縮尺 1:20,000



※伐採面積は着色箇所の一部
面積となっている場合がある。



凡例		
R8複層伐		
R9複層伐		
林小班名	伐採面積 (ha)	材積(m3)
4は1	2.40	1319.13
4よ	4.33	2582.47
4い	1.27	856.14
4ろ	0.76	163.46
4に	1.92	1576.09

※伐採面積は着色箇所の一部
面積となっている場合がある。

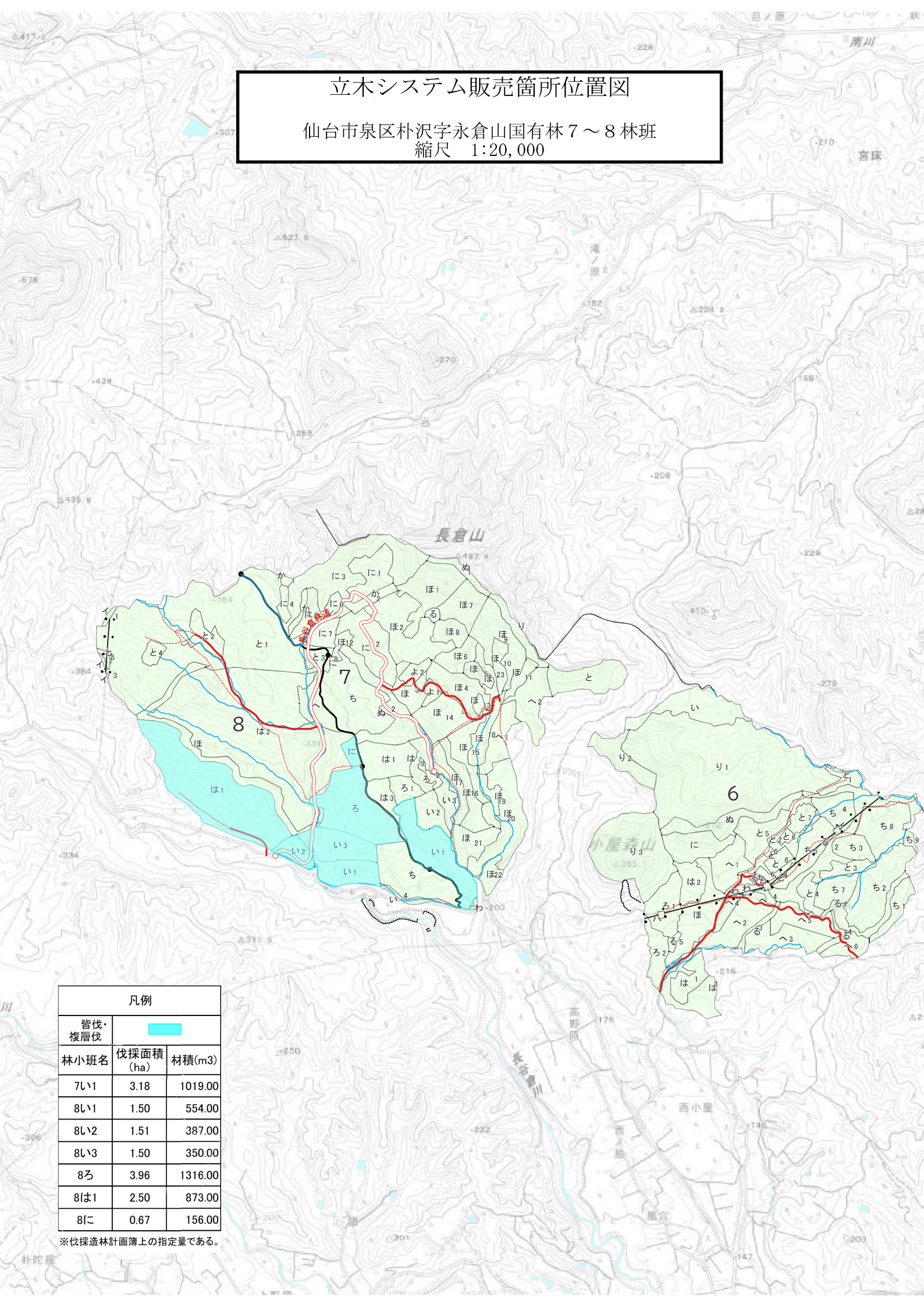
立木システム販売箇所位置図
(令和8年度・令和9年度予定箇所)
仙台市泉区根白石字青笹山国有林4林班
縮尺 1:5,000

立木システム販売箇所位置図

仙台市泉区朴沢字永倉山国有林 7～8 林班
縮尺 1:20,000

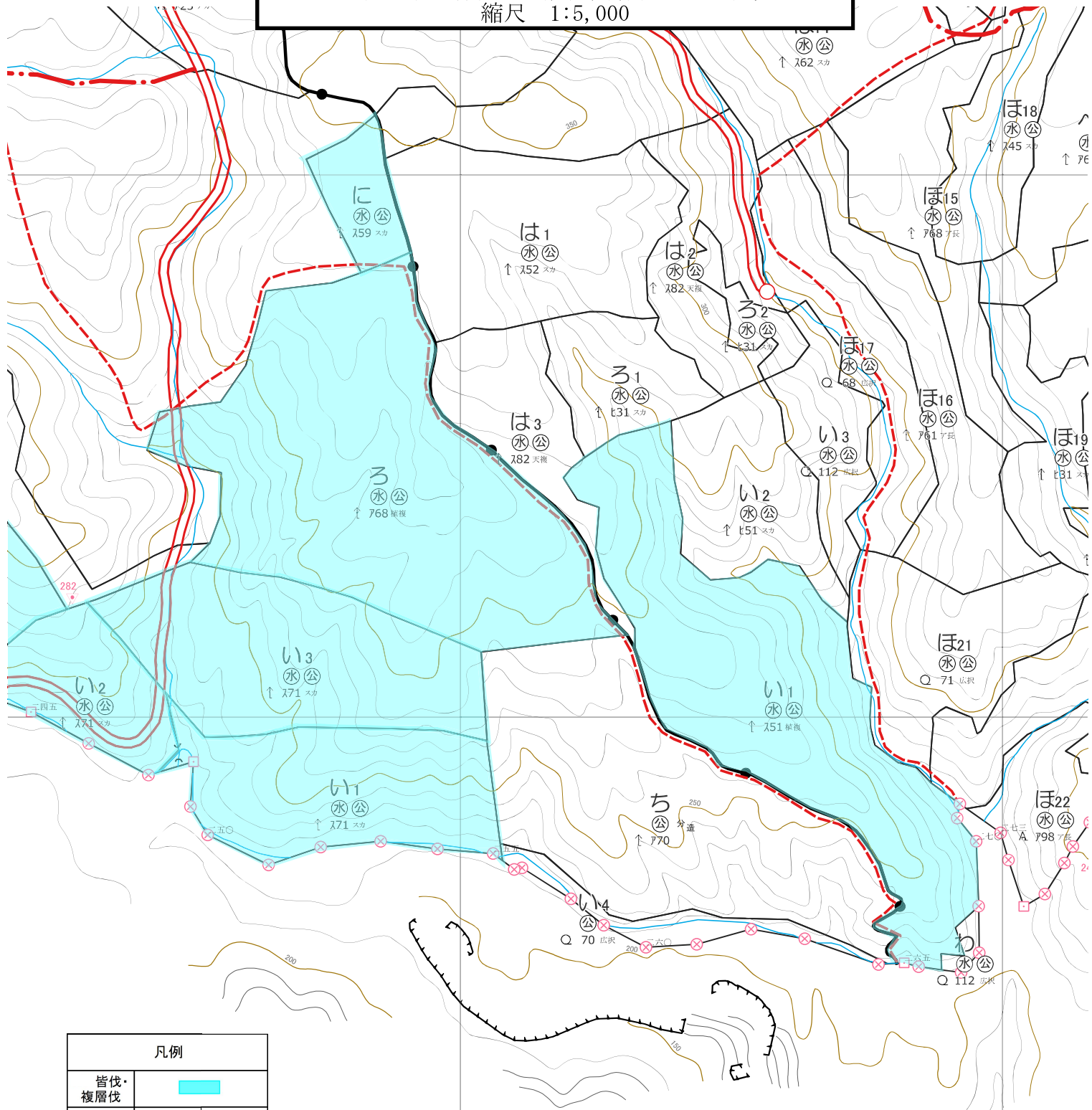
凡例		
皆伐・ 複層伐		
林小班名	伐採面積 (ha)	材積(m3)
7い1	3.18	1019.00
8い1	1.50	554.00
8い2	1.51	387.00
8い3	1.50	350.00
8ろ	3.96	1316.00
8は1	2.50	873.00
8に	0.67	156.00

※伐採造林計画簿上の指定量である。



立木システム販売箇所位置図

仙台市泉区朴沢字永倉山国有林 7～8 林班
縮尺 1:5,000

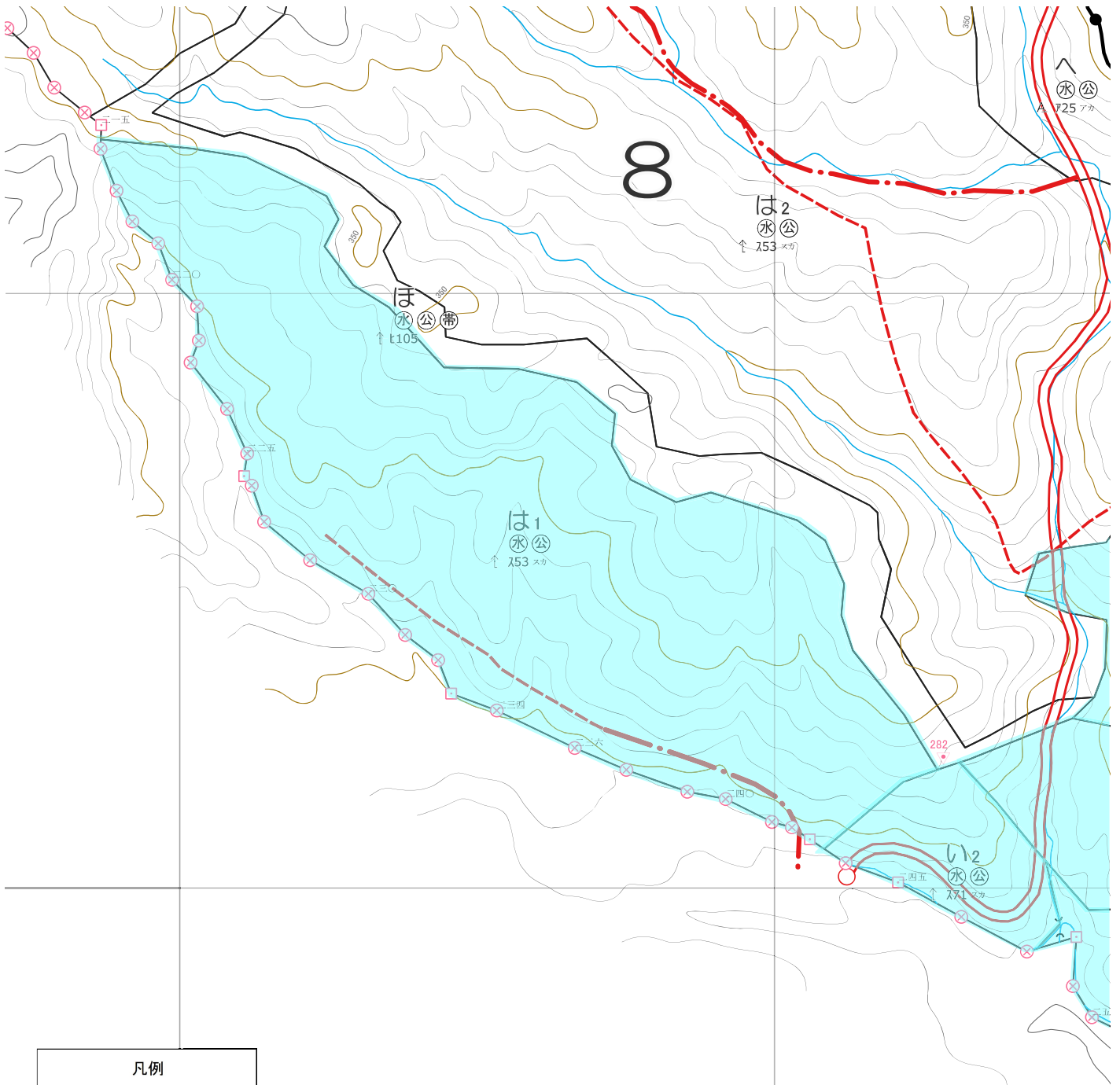


凡例		
皆伐・ 複層伐		
林小班名	伐採面積 (ha)	材積(m3)
7い1	3.18	1019.00
8い1	1.50	554.00
8い2	1.51	387.00
8い3	1.50	350.00
8ろ	3.96	1316.00
8は1	2.50	873.00
8に	0.67	156.00

※伐採造林計画簿上の指定量である。

立木システム販売箇所位置図

仙台市泉区朴沢字永倉山国有林7～8林班
縮尺 1:5,000



凡例

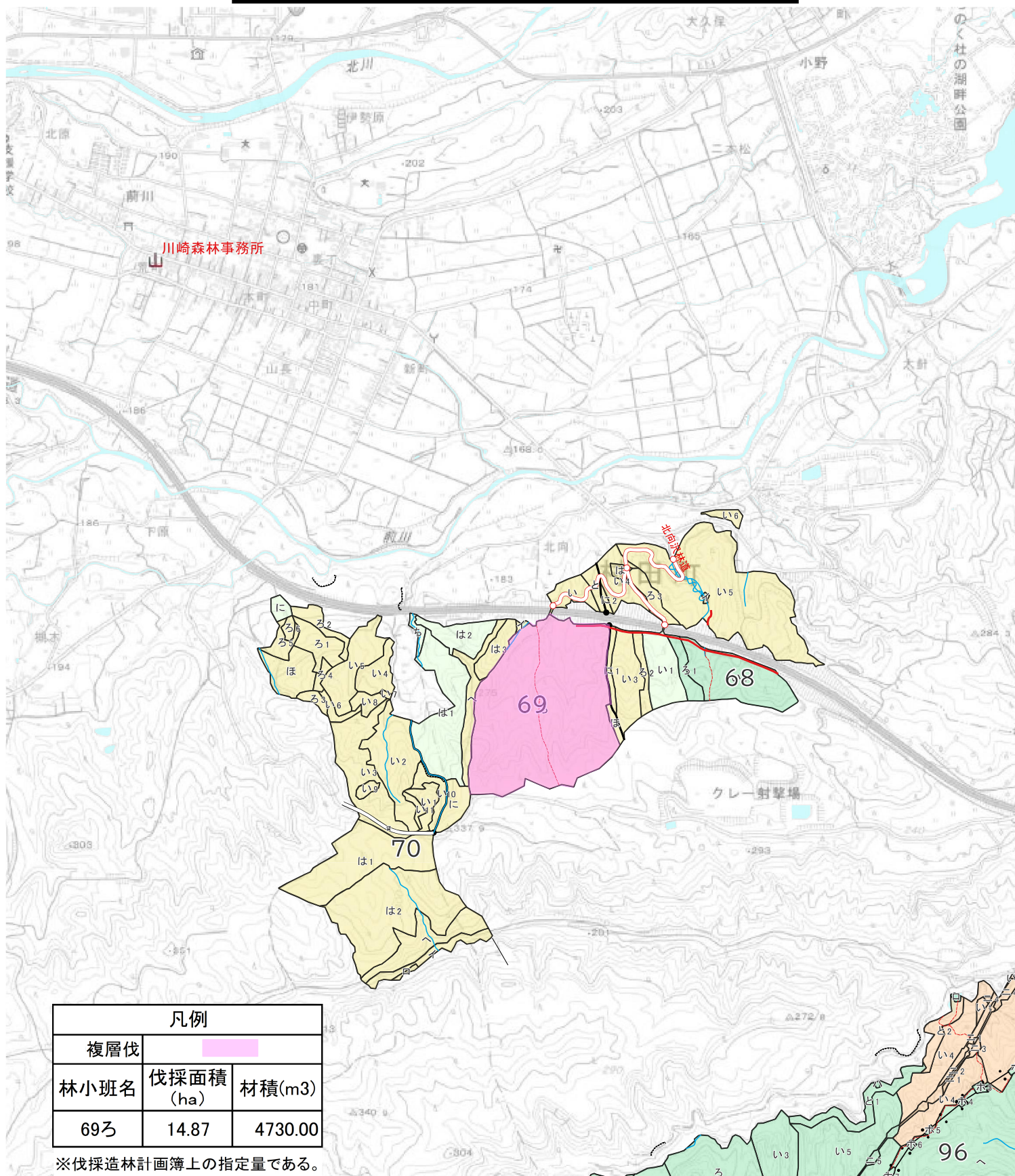
皆伐・ 複層伐	
林小班名	伐採面積 (ha)
7い1	3.18
8い1	1.50
8い2	1.51
8い3	1.50
8ろ	3.96
8は1	2.50
8に	0.67

材積(m3)
1019.00
554.00
387.00
350.00
1316.00
873.00
156.00

※伐採造林計画簿上の指定量である。

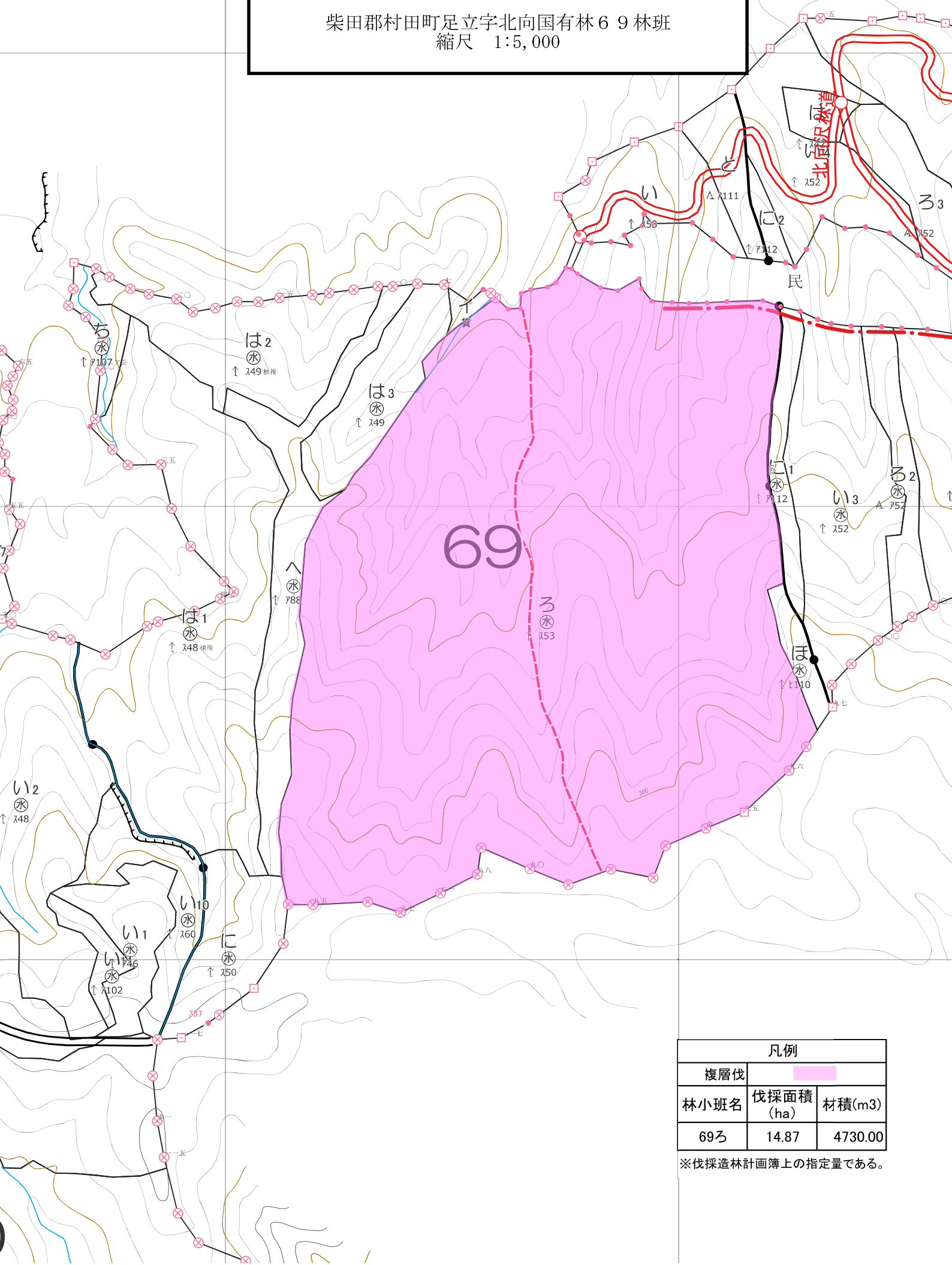
立木システム販売箇所位置図

柴田郡村田町足立字北向国有林69林班
縮尺 1:20,000



立木システム販売箇所位置図

柴田郡村田町足立字北向国有林 6 9 林班
縮尺 1:5,000

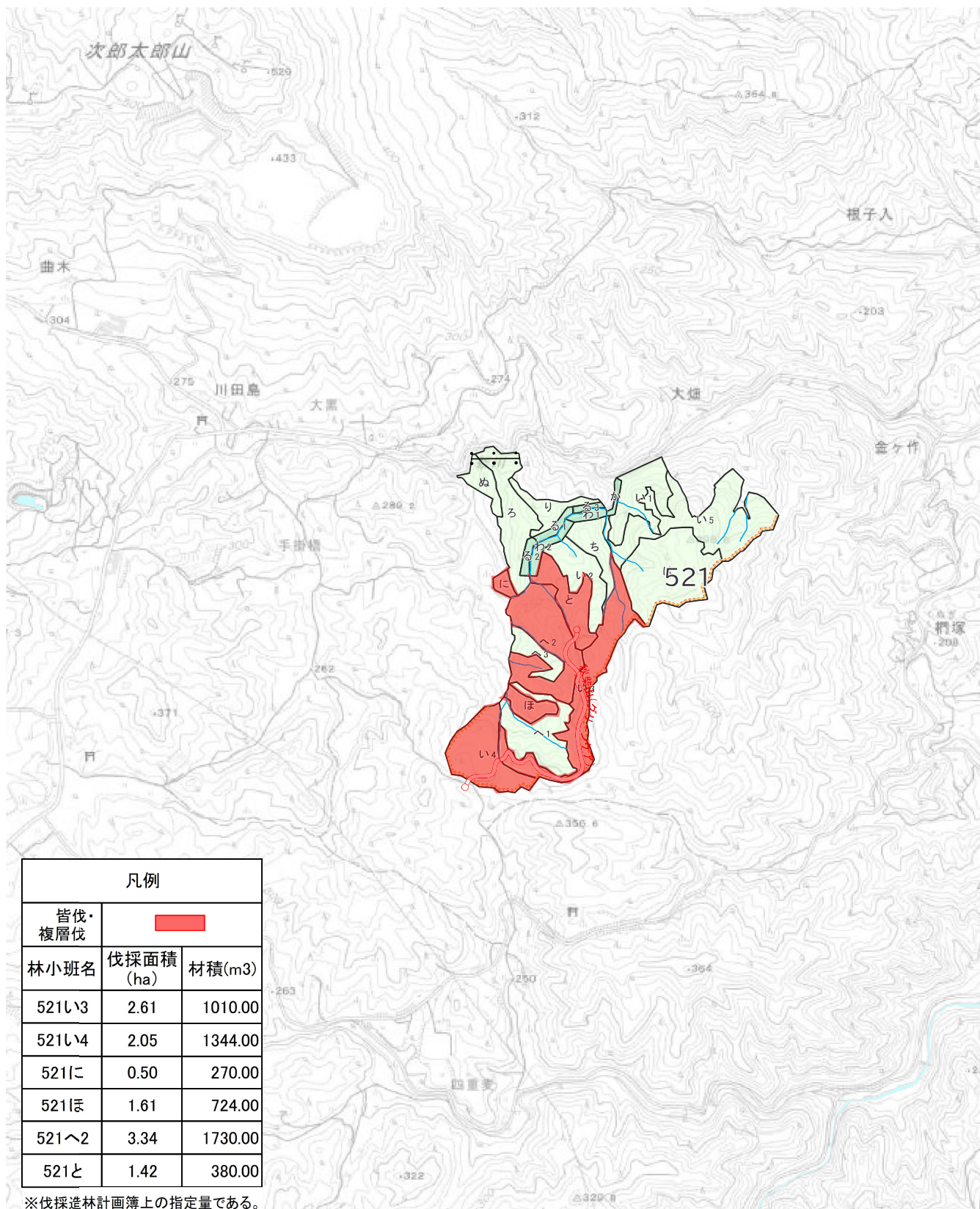


凡例		
複層伐		
林小班名	伐採面積 (ha)	材積(m3)
69ろ	14.87	4730.00

※伐採造林計画簿上の指定量である。

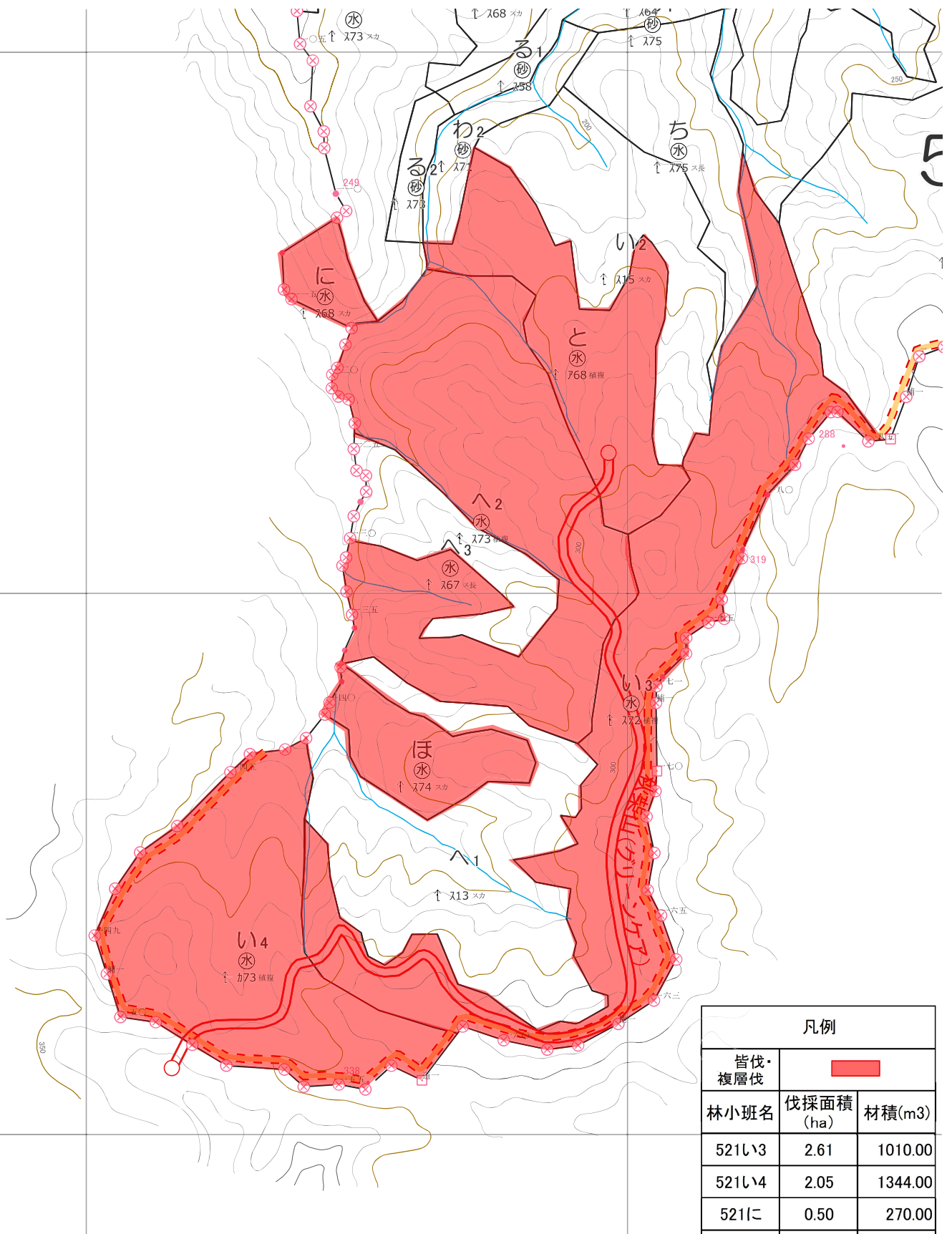
立木システム販売箇所位置図

伊具郡丸森町字秋柴山国有林 5 2 1 林班
縮尺 1:20,000



立木システム販売箇所位置図

伊具郡丸森町字秋柴山国有林521林班
縮尺 1:5,000



凡例		
皆伐・ 複層伐		
林小班名	伐採面積 (ha)	材積(m3)
521い3	2.61	1010.00
521い4	2.05	1344.00
521に	0.50	270.00
521ほ	1.61	724.00
521へ2	3.34	1730.00
521と	1.42	380.00

※伐採造林計画簿上の指定量である。

令和 8 年度宮城南部森林計画区における立木販売及び造林実行計画

(最終承認年月日： 年 月 日)

森林 計画区	森林 管理署	国有林名	林小班	伐採種	樹種	林齢	伐採面積 (ha)	販売予定量 (m³)	造林面積 (ha)	販売契約締結 予定年度	着手予定時 期	造林契約締結 予定時期	造林契約完了 予定時期	備考
宮城南部	仙台	青笹山	4い	複層伐	スギ外	78	2.00	1,337.72	2.00	令和 9 年度				収穫調査済
宮城南部	仙台	青笹山	4ろ	複層伐	アカマツ	78	0.76	163.46	0.76	令和 9 年度				収穫調査済
宮城南部	仙台	青笹山	4は1	複層伐	スギ外	65	2.40	1,319.13	2.40	令和 8 年度				収穫調査済
宮城南部	仙台	青笹山	4に	複層伐	スギ	48	2.92	1,576.09	2.92	令和 9 年度				収穫調査済
宮城南部	仙台	青笹山	4よ	複層伐	スギ	65	4.33	2,582.47	4.33	令和 8 年度				収穫調査済
宮城南部	仙台	永倉山	7い1	複層伐	スギ	52	3.18	1,019.00	3.18					
宮城南部	仙台	永倉山	8い1	皆伐	スギ外	72	1.50	554.00	1.50					
宮城南部	仙台	永倉山	8い2	皆伐	スギ	72	1.51	387.00	1.51					
宮城南部	仙台	永倉山	8い3	皆伐	スギ外	72	1.50	350.00	1.50					
宮城南部	仙台	永倉山	8ろ	複層伐	アカマツ外	69	3.96	1,316.00	3.96					
宮城南部	仙台	永倉山	8は1	皆伐	スギ	54	2.50	873.00	2.50					
宮城南部	仙台	永倉山	8に	皆伐	スギ	60	0.67	156.00	0.67					
宮城南部	仙台	北向	69ろ	複層伐	スギ外	54	14.87	4,730.00	14.87					
宮城南部	仙台	秋柴山	521い3	複層伐	スギ外	73	2.61	1,010.00	2.61					
宮城南部	仙台	秋柴山	521い4	複層伐	カラマツ外	74	2.05	1,344.00	2.05					
宮城南部	仙台	秋柴山	521に	皆伐	スギ	69	0.50	270.00	0.50					
宮城南部	仙台	秋柴山	521ほ	皆伐	スギ	75	1.61	724.00	1.61					
宮城南部	仙台	秋柴山	521へ2	複層伐	スギ外	74	3.34	1,730.00	3.34					
宮城南部	仙台	秋柴山	521と	複層伐	アカマツ	69	1.42	380.00	1.42					

※伐採面積、販売予定量及び造林面積については、森林調査簿を元に参考として記載しているものであり実際の数値を表すものではありません。

※事業着手時期、造林契約締結及び完了予定時期については年月を記載すること。ただし、翌々年度以降の者については年度を記載することとしても差し支えない。

※分収造林契約を予定している販売予定箇所については、備考欄に「分収造林希望」と記載すること。

別紙 3

主伐後の造林事業請負契約及び分収造林契約に関する条件及び手続きについて

1 造林事業請負契約に関する条件について

(1) 総則

ア 造林事業請負契約は、造林事業請負契約書、造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書及び設計図書からなるものとし、造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書は当該契約の締結時点において有効なものを適用する。

イ 森林管理局長は、国有林材の安定供給システム協定書第9条に規定する造林事業請負契約について協定者と契約を締結できないときは、当該造林作業について、一般競争入札に付す。この場合において、協定者（協定締結以後は乙又は丙をいう。）は当該入札に参加してはならない。

(2) 契約内容

ア 契約単位及び契約期間については、協定者の弾力的な立木の伐採及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から、契約単位は原則として販売箇所ごと、契約期間は単年度内を基本とする。ただし、同時期に作業を行うことが可能な複数の販売箇所については、同一単位として契約する。契約の分割は、エのとおり、年度内に植栽の完了見込みが立たず、その植栽作業の契約を翌年度に行う場合に限定する。

イ 造林事業請負契約の予定価格は、造林が当該立木の伐採と一体的に行われることを踏まえ、一貫作業システムによる機械地拵え等を前提として積算する。予定価格積算の根拠となる作業条件は、原則として別添の標準的な作業条件による。

ウ 植栽に必要な苗木については、造林事業請負契約の仕様書等に基づき協定者が調達する。

エ 植栽については、春、秋等の植栽の適期に行うものとして、立木を伐採する年度に地拵え（枝条整理を含む。以下同じ。）の契約を締結し、翌年度に植栽の契約を締結することも可能とする。なお、立木を伐採する年度に地拵え作業が完了する見込みが立たない場合は、翌年度に造林事業請負契約を締結することも可能とするが、その場合もイの一貫作業システムを前提とした積算とする。

オ やむを得ない事由がある場合を除き、森林管理署等の長及び協定者は、搬出済届が提出された年度の翌年度中までに植栽が完了するように造林事業請負契約を締結する。

2 造林事業請負契約締結までの手続について

(1) 協定者は、森林管理局長に提出する実行計画案において、造林契約締結希望時期及び造林契約完了予定時期を記載する。

(2) 森林管理署等の長は、(1)の実行計画案における造林契約予定時期を踏まえ、造林に係る予算を計上するよう調整を行う。

(3) (2)の実行計画案に基づき、森林管理署等の長及び協定者は、伐採する年度の8月末までに、販売箇所ごとに、当該年度に造林事業請負契約を締結できるか否か及び締結予定日の他以下の事項についての最終の確認及び調整を行う。

ア 当該年度の造林事業請負契約の締結の意向確認

イ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の植栽の時期

ウ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の造林事業請負契約の締結予定日

(4) 森林管理署等の長及び協定者は、(3)の最終の確認及び調整に基づき、当該年度に造林事業請負契約を締結することとした販売箇所については、災害等やむを得ない事由がない限り、(5)に基づき当該年度に造林事業請負契約を締結する。

当該年度に造林事業請負契約を締結しないこととした販売箇所については、森林管理署等の長及び協定者は、翌年度以降の造林事業請負契約の締結の時期について、確認及び調整を行う。

(5) 当該年度に造林事業請負契約を締結することとした販売箇所について、森林管理署と協定者の双方が、造林事業請負契約を締結する面積等について確認の上、森林管理署等の長が造林事業請負予定価格積算要領の制定について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 242 号林野庁長官通知）等により予定価格を作成し、森林管理署等の長は協定者から見積書を徴取して、協定者から提出された見積金額が予定価格以下となった場合には、造林事業請負契約を締結する。見積金額が予定価格を超えた場合、協定者は見積金額を見直し、森林管理署等の長は協定者から当該見直しされた見積書を再度、徴取する。協定者が見直した見積金額が予定価格以下とならない場合、森林管理署等の長と協定者は、見積金額の見直しと見積書の徴取を3回まで繰り返し行うこととする。ただし、3回目の見直し以降においても、協定者から提出された見積金額が予定価格を超えた場合には、森林管理署等の長は再度協定者から見積書を徴取することができる。

この造林事業請負契約の締結は、協定者が伐採に着手した日から搬出済届が提出されるまでの間に行う。

(6) 森林管理署等の長は、協定者から見積書を徴取するに当たっては、設計図書（事業内容や作業条件等の関係書類）をはじめ、造林事業請負契約の履行に必要な資料を協定者に提示する。

(7) (5)に定める造林事業請負契約の締結は、森林管理署等の長と協定者が行うものとし、(5)に定める見積書の徴取、(6)に定める資料の提示についても、森林管理署等の長が行う。

3 分収造林契約に関する条件及び締結までの手続について

- (1) 森林管理署等の長及び協定者は、協定者が希望したときは、本条の定めるところにより、販売箇所に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、別紙8-1又は別紙8-2の国有林材の安定供給システム協定書第9条第1項の造林事業請負契約を締結しない。
- (2) 協定者は、前項の分収造林契約の締結を希望するときは、当該分収造林契約の対象となる販売箇所に係る実行計画案の提出時にその旨を記載し、森林管理局長に提出する。
- (3) 森林管理局長は、実行計画案において、前項の分収造林契約の希望が示されたときは、その内容が、分収造林に係る関係法令、国有林野管理規程及び分収造林に係る関係通知に適合するものであり、かつ国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすものでないことを森林管理署等の長に確認した上で、売買契約に先立ち、当該分収造林契約の締結の可否を協定者に通知する。
- (4) 前項の協定者に対する通知において分収造林契約の締結が不可とされたときは、協定者は別紙8-1又は別紙8-2の国有林材の安定供給システム協定書第9条第2項に定めるところにより造林事業請負契約を締結する。
- (5) 第3項の協定者に対する通知において分収造林契約の締結が可とされたときは、森林管理署等の長に対し、協定者との分収造林契約が滞りなく締結されるよう協力するよう指示する。

(別添)

造林事業請負契約における標準的な作業条件

1 地拵え

(1) 総則

ア 担当森林事務所

造林事業契約を締結する箇所の担当森林事務所とする。

根白石森林事務所（４、７、８林班）

川崎森林事務所（69 林班）

丸森森林事務所（521 林班）

イ 林班及び小班

立木販売及び造林実行計画における林班及び小班とする。

ウ 区域面積

立木販売及び造林実行計画における伐区の区域面積を原則とする。

エ 除地

原則として、区域面積のうち岩石地、溪流敷及び森林作業道敷については、作業の対象面積から除外する。

オ 作業予定面積

ウの区域面積からエの除地を除いた面積とする。

カ 作業期間

造林事業請負契約の期間とする。

(2) 作業条件

ア 作業仕様

原則として刈枝条存置とする。

イ 作業手段

原則として、機械地拵とする。

ウ 通勤往復所要時間

人員輸送車による通勤終点から作業区域の中心点までの往復に要する時間とする。

エ 人員輸送車往復距離

作業地所在市町村役場（支所等含む）から作業区域最寄りの人員輸送車により到達可能な地点までの往復距離とする。

オ その他

作業にあたっては、伐採搬出作業との連携を図りつつ、樹木の採取と一体的かつ効率的な作業工程となるよう特段の注意を払うこと。

(3) 林分条件

ア 刈払作業の難易度

刈払物量については、作業区域の状況に応じた区分（疎・中・密）とする。
また、ササの混入割合については、作業区域の状況に応じた区分（易・中・難）とする。

イ 枝条片付け量

枝条片付け量については、作業区域に応じた区分（疎・中・密）とする。
（備考）

ただし、枝条の全量バイオマス利用などの提案があった場合は、これによるものとする。

ウ 傾斜による難易度

傾斜については、作業区域の状況に応じた区分（緩・中・急）とする。

エ その他

有用天然木の稚樹は、原則保残すること。

2 植栽

(1) 総則

ア 担当森林事務所

1 (1) アと同様とする。

イ 林班及び小班

1 (1) イと同様とする。

ウ 区域面積

1 (1) ウと同様とする。

エ 除地

1 (1) エと同様とする。

オ 作業予定面積

1 (1) オと同様とする。

カ 作業期間

原則として、春期植栽は融雪後から6月30日までとし、秋植植栽は9月1日から10月30日とする。なお、コンテナ苗による植栽については、発注者と協議の上、上記植栽期間以外で行うことも可能とする。

(2) 作業条件

ア 植付方法

原則としてコンテナ苗木植付とする。

イ 樹種等

原則としてスギとし、苗木はコンテナ苗及び花粉症対策苗、形状比80以上の苗木を優先的に使用すること。ただし、保安林の指定がある作業区域については指定施業要件によるものとする。

苗木の規格：スギコン（2年生）、苗長35cm上、根元径4mm上

ウ 本数

ha 当たり 2,000 本を基本とする。ただし、保安林の指定施業要件において当該本数を超える植栽本数の指定がある場合はその本数によるものとする。

エ 徒歩往復所要時間

1 (2) ウと同様とする。

オ 人員輸送車往復距離

1 (2) エと同様とする。

カ その他

造林事業請負標準仕様書第 28 条の 5 の規定にかかわらず、コンテナ苗については苗木到着日の翌日から 7 日以内に植付完了するように計画すること。

(3) 林分条件

ア 土壌の堅密度

土壌の堅密度については、作業区域に応じた区分（疎・中・密）とする。

イ 傾斜による難易度

1 (3) ウと同様とする。

ウ その他

沢から峰又は等高線沿いに基準線を設け植付地点を決めること。傾斜地の場合は苗間、列間を考慮して植付地点を決めること。また、歩道や作業道内には植付をしないこと。

植付地点に岩石、根株等があつて植付が困難な時は、苗間方向に植付地点をずらすこと。

物件共通特記事項

1. 買受人は、沢及び沢縁を集材する必要がある場合、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。
2. 買受人は、運材にあたって、道破損防止及び車両通行の安全を確保すること。
また、必要な場合は、森林管理署長に指示を求めるものとする。
3. 公道の使用にあたって、道路を損傷させないことはもとより、鉄板敷等の道破損防止措置を講じる場合は、公道の占用許可の有無等を買受人において道路管理者に確認のうえ、必要な手続きを取るものとする。
4. 土場敷ならびに沢縁、道路沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、買受人は搬出期間内に跡地を整理するものとする。
5. 買受人が作設する搬出路及び土場敷等で生じた切り取り土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講じるものとする。
6. 買受人は、官民地界を集材する必要がある場合は、境界標識の毀損をしないよう細心の注意を払うものとする。なお、境界標識等を毀損した場合は、速やかに当該担当区森林官に報告し、買受人において原状回復するものとする。
7. 物件区域外が保安林または砂防指定地に指定されており、搬出路として使用する場合は、別途、形質変更行為（搬出路及び土場の作設等）、伐採を伴う場合は伐採の協議が必要となるので、その際は、作業仕組計画書をもって県知事と協議を行うものとする。
8. 物件の搬出等にあたって林道等を損壊した場合は、官地・民地を問わず買受人の責において修繕すること。また、碎石の敷き込み等も買受人で行うこと。
9. 売払い物件に起因して第三者等に損害を与えた場合、買受人の責において対応し、買受人はその損害の賠償を負うこと。
10. 買受人は、事業の実行にあたって文化財の保護に十分注意し、現場作業等文化財の重要性を十分認識させ、事業中に埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに事業を中止しその現状を変更することなく、速やかにその旨を当該担当区森林官に報告し、森林管理署長の指示に従うものとする。
11. 物件に隣接して、または、近傍に別の売払い物件（後に売り払われる物件含む）があり、同一時期に同一搬出路・土場を使用する場合は、買受人間において協議のうえ、円滑な作業の実施に努めるものとする。また、当署発注の事業により土地の使用や通行について調整が必要な場合も事業請負者または監督職員と協議のうえ、同様に務めるものとする。
12. 林業における労働災害防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供する。
また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合がある。
13. 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
 - ① 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
 - ② 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければ

ばならないこと。

- ③ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
- ④ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底したうえで、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
- ⑤ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。
- ⑥ 林野火災注意報及び林野火災警報の情報収集に努め、発令された場合は、作業地に所在する市町村の火災予防条例に定める火の使用の制限に従うこと。
- ⑦ 買受人は、上記①から⑥の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

14. 集材路等の作設については、別紙5「森林作業道・集材路及び土場作設特記仕様書（立木販売）」のとおりであるが、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」）」に基づき、県知事が指定する特定盛土等規制区域内（69 林班及び 521 林班）において、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行う場合は、買受者が工事主として県知事等への許可申請又は届出が必要となる。

なお、契約済かつ伐採が完了していない立木販売箇所が、新たに規制区域に指定された場合についても、県知事等への許可申請又は届出が必要となることに留意すること。

また、規制区域の指定日に、現に盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行っている場合は、許可は不要であるものの、県知事等への届出が必要となることにも留意すること。

森林作業道・集材路及び土場作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け22林整整第1157号林野庁長官通知）（3の（1）及び（5）を除く。）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設を集材路とする。併せて、木材等を一時的に集積し、積込み作業等を行う場所を土場とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針及び主伐時における伐採・搬出指針によることを基本とする。

第1 伐採の方法及び区域の設定（主伐時）

- 1 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行う。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林官等と協議する。
- 2 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある個所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否等について、森林官等と調整する。
- 3 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させないこと。なお、やむを得ずこれらの箇所を架線や集材路で通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努める。

第2 森林作業道

1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、森林作業道作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。

- ④ 森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。
なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。
- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

3 森林作業道の施工規格

(1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。
- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18% (10°) 程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25% (14°) 程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合のり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分 (59°)、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分 (73°、岩石) とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

(3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。
なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組

工等により補強すること。

② のり面勾配は、1割（45°）程度を基本とする。

③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

④ 盛土量の調整は、山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

（4）切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないように努める。

4 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

5 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

第3 集材路及び土場（主伐時）

1 伐採及び搬出に係るチェックリスト等の提出及び確認

① 集材路及び土場を作設する必要があるときは、主伐時における伐採・搬出指針に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、計画線形を明示した図面（1/5000）を、森林官等に提出する。なお、森林作業道と集材路及び土場を作設する場合は、森林作業道の路線計画図に集材路及び土場をかん入する。

② 計画線形を明示した図面の提出に併せて、伐採及び搬出に係るチェックリストを森林官等に提出する。

③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲、伐採及び搬出に係るチェックリストについて、森林官等の確認を受ける。

④ 集材路及び土場の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要

としない配置とし、以下に留意する。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路又は土場の配置を計画する。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行う。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じる。
※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例
 - ・地山傾斜35°以上の箇所
 - ・火山灰、軽石、スコリヤ、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
- ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。
- ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。
- ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。
- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置する。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施する。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努める。このとき、集材路の作設に当たっては、森林官等と協議等を行う。

（２）周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じる。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施する。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整する。

（３）路面の保護と排水の処理

路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置する。

このほか、以下の点に留意する。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水する。排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水する。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧する。
- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所では集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じて水が濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去する。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水する。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水する。

⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行う。

⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要な空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に1.5mを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討する。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工する。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、2（3）に留意して横断溝等を設置する。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。

第4 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮（主伐時）

- 1 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じる。
- 2 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する。
- 3 やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。

第5 事業実施後の整理（主伐時）

1 枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意する。

ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。

イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じる。

ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みになることを避ける。

エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、

土場、林道等の道路脇に積み上げないこと。

2 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐える排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固める。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行う。

3 森林官等の現場確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材等の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を森林官等に報告し、確認を受ける。

第6 その他（主伐時）

集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行う。

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

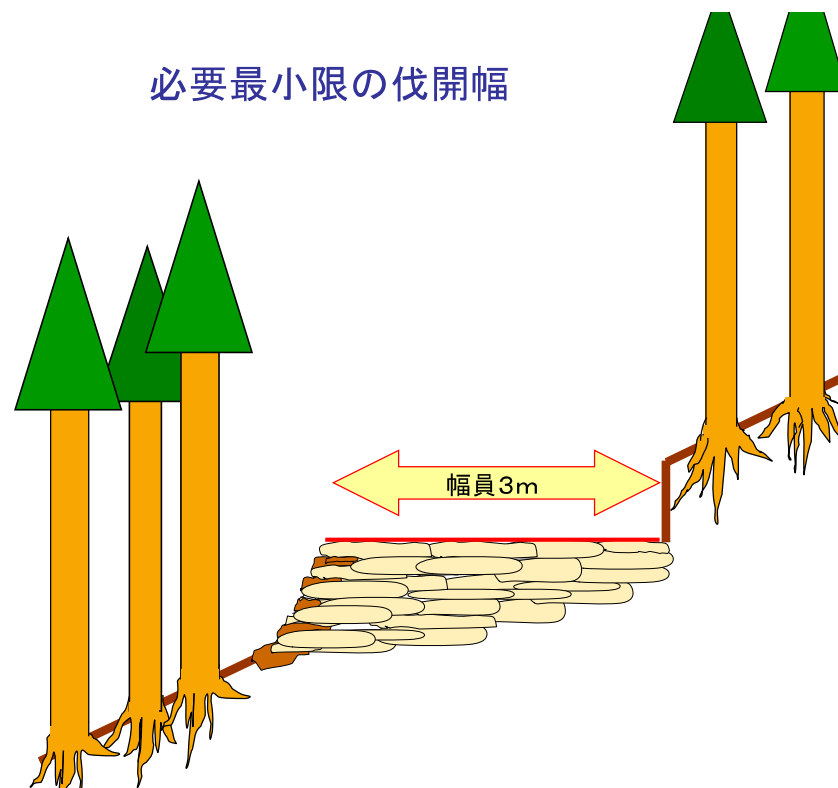
(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網			細部路網	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 (15～30°)	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 (30～35°)	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

(参考)

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



- 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度の余裕幅を付加することができる。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

伐採する者： _____

森林の所在場所： _____

チェック項目	確認
(1) 伐採の方法及び区域の確認 ①伐採する区域の事前確認を行う。 ②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。あらかじめ示された保護樹帯や保残木を保全する。	☐
(2) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設 ①集材路又は土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路又は土場の配置を必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。 ④集材路又は土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。 ⑧伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路又は土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑨集材路は、沢を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林官等と協議等を行う。	☐

チェック項目	確認
(3) 周辺環境への配慮 ①集材路及び土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 ②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。 ③希少な野生生物の生育等を知った場合は、森林官等と協議のうえ、線形及び作業時期の変更等を実施する。 ④集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置とする。	☐
(4) 路面の保護と排水の処理 ①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。 ②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 ④溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 ⑤洗い越し施工では、横断箇所で路面より低い通水面を設ける。 ⑥曲線部では上部入口手前で排水する。 ⑦開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。 ⑧水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。	☐
(5) 切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 ③切土高は1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。 ④切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安）。 ⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。 ⑥盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。 ⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。	☐

チェック項目	確認
(6) 作業実行上の配慮 ①集材路及び土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。	☐
(7) 事業実施後の整理 ①枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。 ②表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。 ③天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。 ④枝条等が出水時に溪流に流れ出たりしないよう、溪流沿い等に積み上げない。溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ⑤集材路及び土場は、横断溝等の排水処置を行う。 ⑥伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ⑦伐採現場を引き上げる前に、集材路及び土場の枝条等の整理の状況について、森林官等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。	☐

特約事項（林産物販売）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力する。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買契約約款第14条により対応する。